

## <事務局通信ミニ> 2021年10月23日(土) 【拡散希望】

### ◆アレルギー疾患の子どもの「学校生活管理表」が 公的医療保険適用へ

アレルギー疾患がある子どもは学校に学校生活管理表を提出しますがそれを医師に書いてもらう際の文書料について、保険適用されることが22日の中央社会保険医療協議会（中医協、厚労相の諮問機関）で決まりましたことが、共同通信の配信でわかりました。

学校生活管理表は、疾患ごとに学校からの提出の求めに応じて主治医に書いてもらい、学校での安全を保つものですが、心臓病児にとってもたいへん大事なものです。18年のアンケートでも93%が提出しています。その際に病院に払う文書料は病院が決めた費用を払う自由診療です。

今回の記事では、昨年度の診療報酬改定で医療的ケア児についてそして今回、アレルギー疾患の子どもについては保険適用されるようになる方針が決まったというものです。

保険適用になれば、小児慢性特定疾病や自治体の子ども医療費助成など公的医療費助成の対象にもなり、無償や低額の負担となります。

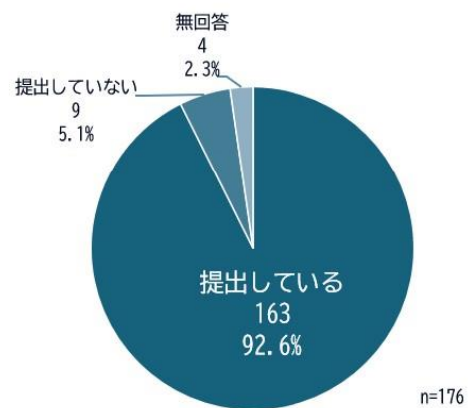
### これを機にすべての文書料へ拡大を

守る会は、こうした公的な文書料は様々な制度の申請にも求められて大きな負担となるとして、無償（国の補助）もしくは保険適用を求めています。学校での安全のため医療的ケア児やアレルギー疾患で適用するのであれば、すべての学校生活管理表に対して適用すべきです。

また、「他制度との公平性」ということを理由に患者の要望に反してきた小慢などの毎年申請が必要な制度についても、その根拠が崩れることとなります。

これを機に、国や自治体への働きかけを強めていきましょう。

■図4-(2)-4 小学生学校生活管理指導表



(文責：本部事務局 下堂前亨)

## 子どものアレルギー文書

# 公的医療保険適用へ

厚生労働省は二十二日、中央社会保険医療協議会（中医協、厚労相の諮問機関）の会合で、食物アレルギーなどのある子どもへの主治医が生活の注意点を記した文書を作り、学校や保育所に提供した場合、新たに診療報酬対象とすると提案し、大筋で了承された。

中医協では委員から「医療機関と学校の連携強化は必要」と賛成意見が相次いだ。「不合理な点は見直すべきだ」といった声も出た。厚労省は来年四月の診療報酬改定に向け、対象の施設や年齢、疾患の具体的な調整を進める。

文部科学省の二〇一三年度調査によると、公立小中高で食物アレルギーがある児童や生徒は4・5%。増加傾向にあり、給食で激しい症状が起きて亡くなる事例もあった。

【共同通信社配信】

2021年10月20日

食物アレルギー児対応強化

主治医文書の保険適用検討 学校に提供、保護者負担減

厚生労働省は、食物アレルギーなどのある子どもへの対応に関し、主治医が生活上の注意点を記した文書を作り学校に提供した場合、文書代を公的医療保険の対象とする方向で検討に入った。保護者の負担を軽減することで、医療機関から学校や保育所への情報提供を強化し、子どもの健康を守る狙いがある。関係者が20日明らかにした。

22日の中央社会保険医療協議会（中医協、厚労相の諮問機関）で提案される。了承されれば、来年4月の診療報酬改定に向け、対象疾患や年齢などの調整に入る見通しだ。

保険適用すれば子どもの医療費は原則2～3割の窓口負担になり、自治体によっては子ども医療費助成の対象となる場合がある。食物アレルギーのある子どもは増加傾向だ。アレルギー反応を起こす食材を使った給食を食べた子どもが、激しく嘔吐（おうと）して意識をなくすなどするアナフィラキシーショックで亡くなった例もある。

アレルギーを巡り学校に出す文書は現在、保険対象でない。日本学校保健会などによると、文書発行は医療機関により無料のこともあれば、5千円程度の場合もある。国は年1回の文書更新を推奨し、保護者に負担だ。

給食などで配慮が必要な子どもは医師の診察を受け、アナフィラキシーの有無や原因食物、留意点を生活管理指導表に記入してもらおう。提出を受けた学校は対策を取る。

文部科学省の2013年度調査によると、公立小中高の食物アレルギーがある児童や生徒は4・5%で、04年度の2・6%から増加した。アナフィラキシーを起こした経験があるのは全体の0・48%（04年度0・14%）。養護教諭に聞いた文科省の19年度調査では、89・1%が配慮や管理を要するアレルギーの子どもが自校にいと答えた。

20年度の診療報酬改定で、たんの吸引などが必要な「医療的ケア児」に関し、医師作成の文書を学校と共有した際の費用が保険対象となった。

## 給食で事故後絶たず

### 保険適用検討に歓迎の声

保育所や学校では、給食で子どもたちにアレルギー症状が出る事故が後を絶たない。医師による生活管理指導表の作成を公的医療保険の対象とする方向で厚生労働省が検討を始めたことに対し、当事者の親からは「保護者と学校の双方にメリットがある」と歓迎の声が上がる。

東京都調布市の市立小では2012年、乳製品にアレルギーのある小学5年の女兒に担任が不注意でチーズ入りチヂミを渡し、食べた女兒がアナフィラキシーショックの疑いで死亡した。

鳥取県八頭町でも19年、四つの小中学校の給食で、卵と牛乳が入ったデザートを食べた児童・生徒計12人が発疹や嘔吐（おうと）のアレルギー症状を訴え、うち1人が救急搬送された。

アレルギーのある子どもへの対応について、公益財団法人「日本学校保健会」が定めたガイドライン（指針）は指導表の重要性を強調した上で、活用のポイントを列挙。／（1）／保護者と協議して取り組む／（2）／緊急時に教員が誰でも閲覧できるよう管理／（3）／配慮が必要な間は少なくとも毎年、提出を求めるとしている。

「アレルギーを考える母の会」の園部まり子（そのべ・まりこ）代表は「保育所や学校現場では、経済的な負担から親が指導表を提出せず、親の話だけで対応を求められるケースもある」と指摘。「公的医療保険の対象になれば保護者の負担が減り、保育所や学校側も指導表の提出を求めやすくなる。双方にありがたいことで、子どもの安全につながる」と期待を寄せる。

### 【共同通信社配信】

2021年10月22日（午前中の配信）

## アレルギー対応保険適用へ

### 主治医と学校の連携強化 来年4月にも、厚労省

厚生労働省は22日、中央社会保険医療協議会（中医協、厚労相の諮問機関）の会合で、食物アレルギーなどのある子どもの主治医が生活の注意点を記した文書を作り、学校や保育所などに提供した場合、新たに診療報酬対象とすることを提案し、大筋で了承された。公的医療保険の適用で保護者の負担軽減を図るとともに、診療行為として明確に位置付け、医師と学校側の連携を促し子どもの健康を守る狙い。

中医協では委員から「非常に重要な視点だ」などの意見が相次いだ。厚労省は来年4月の診療報酬改定に向け、対象となる学校など施設の範囲、年齢、疾患といった具体的な調整を進める。

文部科学省の2013年度調査によると、公立小中高で卵や甲殻類などの食物アレルギーがある児童や生徒は4・5%。増加傾向にあり、給食で激しい症状が起きて亡くなるケースもあった。養

護教諭に聞いた文科省の19年度調査では、89・1%が配慮や管理を要するアレルギーの子どもが自校にいると答えた。

アレルギーのある子どもの原因食物や注意点を医師が記す生活管理指導表は現在、多くの学校で使われているものの、保険適用外。医療機関ごとに無料だったり5千円だったり、ばらつきがある。保険適用すれば窓口負担は原則2～3割となり、自治体によっては子ども医療費助成の対象となる。

診療報酬は、保険適用された医療サービスの見返りとして医療機関に支払われる公定価格。患者の自己負担や保険料、税金で賄っている。

主治医と学校などの連携を巡っては、医療的ケア児の生活の注意点を記した文書の作成と共有について、診療報酬を2500円と定めた仕組みがある。仮に同額となれば、窓口負担は原則500～750円になる。

2021年10月22日（午後の配信）

アレルギー対応賛成相次ぐ

医師と学校連携、保険適用

中央社会保険医療協議会（中医協、厚生労働相の諮問機関）では22日、主治医が学校向けに作るアレルギー対応の文書代を保険適用する方針について、委員から「医療機関と学校の連携強化は必要」と賛成意見が相次いだ。

食物アレルギーなどのある子どもへの対応で、主治医が生活上の注意点を記した文書を作り学校などに提供した場合、公的医療保険の対象として診療報酬で評価する。厚労省が提案した。

主治医と学校の連携では、たんの吸引などが必要な医療的ケア児の情報を文書で共有した場合に2500円の報酬が設定されている。日本医師会の委員は「命に関わる問題だ」と強調し、同様の加算を求めた。

現在、アレルギーのある子どもの給食などの注意点を記した生活管理指導表の作成は保険適用されず、5千円以上かかる医療機関もある。仮に2500円になれば、患者の窓口負担（2～3割）は500～750円。さらに自治体によって子ども医療費助成の対象となる。

全国健康保険協会（協会けんぽ）の委員は、指導表が学校などで広く活用される一方、報酬の対象となっておらず「不合理な点は見直すべきだ」と訴えた。食物アレルギーは乳児期に発症することが多く、就学前の子どもが通う保育所にとって重要だとの指摘も出た。

厚労省は来年4月の診療報酬改定に向け、対象の施設や疾患など要件を調整する。

\*\*\*\*\*